

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成金交付要綱  
第14条に定める標識掲示実施細則

平成12年3月9日理事長達第1号

改正 平成22年11月19日

改正 平成26年11月12日

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の助成対象の確認を容易とし、その主旨を一般に周知させるため標識の掲示に必要な事項を定めることを目的とする。

(標識の種類)

第2条 標識の種類は、プレート、ラベル、車体に記載される文字及びロゴマークとする。

(プレートの様式及び掲示の方法)

第3条 プレートの様式は、別紙1に定める。

2 プレートは、当該団体の建物のうち一般への周知に適するものの玄関あるいは門柱等の見やすい所に掲示する。

3 プレートは、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項第3号の事業その他本財団が特に認める場合は、掲示を要しない。

(ラベルの様式及び掲示の方法)

第4条 ラベルの様式は、別紙2に定める。

2 ラベルは、当該年度の助成対象の施設、備品等の見やすい所に貼付する。

(車体に記載される文字及びロゴマークによる掲示の方法)

第5条 助成対象が自動車等である場合は、車体の両側及び後部に（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成の文字及びロゴマークをペイントで記入することにより掲示する。

2 文字の字体、大きさ及び色調は、見やすいものとする。また、ロゴマークの様式は別紙3に定めるとおりとし、大きさ及び色調は、見やすいものとする。

- 3 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業実施細則別表に規定する地域については、対応する馬主協会名を財団名の下に併記する。

(交付の時期)

第6条 プレートは、助成金交付決定後に交付する。

2 ラベルは、助成事業実施後に交付する。

(掲示期間)

第7条 標識は、要綱第16条に規定する管理期間中掲示する。

附 則

この細則は、平成12年3月9日から施行する。

附 則 (平成22年11月19日理事長達第6号)

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月12日理事長達第7号)

この細則は、平成26年11月12日から施行する。



1. 規格は、縦17cm 横27cm
2. 金地に黒色で表示する。
3. 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業実施細則別表に規定する地域については、対応する馬主協会名を財団名の下に併記する。



1. 規格は、次の4種類とする。

- (1) 縦 11 cm 横 18 cm
- (2) 縦 7 cm 横 11 cm
- (3) 縦 5 cm 横 8 cm
- (4) 縦 3 cm 横 5 cm

2. 金地に黒色で表示する。

3. 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業実施細則別表に規定する地域については、対応する馬主協会名を財団名の下に併記する。

別紙 3

ロゴマークの様式

